

平成二十六年六月十三日受領
答弁第一九六号

内閣衆質一八六第一九六号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する
第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、表現物の内容等により異なるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づき質問に対して誠実に答弁している。

また、お尋ねの答弁書は、環境省総合環境政策局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三について

先の答弁書（平成二十六年六月三日内閣衆質一八六第一七九号。以下「前回答弁書」という。）三についてでお答えしたとおり、「症状が見られる人がいるという事実」は承知していない。

四について

先の答弁書（平成二十六年五月二十三日内閣衆質一八六第一五九号）三及び四についてでお答えしたとおり、「美味しんぼ」における描写の内容の一事について、政府として論評することは差し控える。

五について

御指摘の趣旨が必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。